



2023年6月14日

各位

会社名：株式会社ベガコーポレーション
 代表者名：代表取締役社長 浮城 智和
 (コード：3542 東証グロース)
 問合せ先：取締役経営管理本部長 河端 一宏
 (TEL：092-281-3501)

(訂正) 第 19 回定時株主総会招集ご通知の一部訂正のお知らせ

2023年6月9日付で送付いたしました、当社「第19回定時株主総会招集ご通知」の記載事項に修正すべき点がございましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、当社ウェブサイトへの掲載をもって下記のとおり訂正をお知らせいたします。

なお、第19期事業年度の計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書）につきましては、訂正後の数値・内容により、会計監査人の監査報告書と監査等委員会の監査報告書を受領しております。

記

【修正箇所】（修正箇所は__を付して表示しております。）

1. 第19回定時株主総会招集ご通知 12頁

参考書類 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 候補者番号3 江口 克哉

(訂正前)

(1970年5月4日生)

(訂正後)

(1966年4月29日生)

2. 第19回定時株主総会招集ご通知 23頁

貸借対照表

(訂正前)		(訂正後)	
純資産の部		純資産の部	
株主資本	5,308,091	株主資本	5,308,091
資本金	1,030,551	資本金	1,030,551
資本剰余金	1,014,176	資本剰余金	1,014,176
資本準備金	<u>1,014,176</u>	資本準備金	<u>990,551</u>
利益剰余金	3,459,597	<u>その他資本剰余金</u>	<u>23,625</u>
その他利益剰余金	3,459,597	利益剰余金	3,459,597
繰越利益剰余金	3,459,597	その他利益剰余金	3,459,597
自己株式	△196,233	繰越利益剰余金	3,459,597
評価・換算差額等	△3,716	自己株式	△196,233
<u>その他有価証券評価差額金</u>	14,202	評価・換算差額等	△3,716
繰延ヘッジ損益	△17,919	その他有価証券評価差額金	14,202
新株予約権	18	繰延ヘッジ損益	△17,919
純資産合計	5,304,393	新株予約権	18
負債・純資産合計	7,151,450	純資産合計	5,304,393
		負債・純資産合計	7,151,450

3. 第 19 回定時株主総会招集ご通知 25 頁

株主資本等変動計算書

(訂正前)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	1,027,894	987,894	987,894
当期変動額			
新株の発行 (新株予約権の行使)	2,657	2,657	2,657
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
自己株式処分差益		<u>23,625</u>	23,625
株式給付信託に対する自己株式の処分			
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)			
当期変動額合計	2,657	<u>26,282</u>	26,282
当期末残高	1,030,551	<u>1,014,176</u>	1,014,176

(訂正後)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,027,894	987,894	二	987,894
当期変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)	2,657	2,657		2,657
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式処分差益		<u>(削除)</u>	<u>23,625</u>	23,625
株式給付信託に対する自己株式の処分				
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)				
当期変動額合計	2,657	<u>2,657</u>	<u>23,625</u>	26,282
当期末残高	1,030,551	<u>990,551</u>	<u>23,625</u>	1,014,176

以上

独立監査人の監査報告書

2023年6月9日

株式会社 ベガコーポレーション
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野澤 啓

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高尾圭輔

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ベガコーポレーションの2022年4月1日から2023年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

● 監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年6月14日

株式会社ベガコーポレーション 監査等委員会

常勤監査等委員 池田 浩 之 ㊟

監査等委員 敷地 健 康 ㊟

監査等委員 日下 健 太 ㊟

(注) 監査等委員池田浩之、監査等委員敷地健康及び監査等委員日下健太は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上